

2021年2月5日

千葉市保健福祉局医療衛生部生活衛生課御中

令和3年度千葉市食品衛生監視指導計画(案)に対する意見

意見提出者 千葉県生活協同組合連合会 専務理事 上山精一
住所 千葉市中央区中央4-13-10
電話 043-224-7753

千葉市におかれましては、食の安全安心を守るために日々尽力されていることに対し心から敬意を表します。また、私共生活協同組合の事業や活動へご指導ご協力いただきお礼申し上げます。

令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染のパンデミックにより、市民生活も大きく変化しました。新型コロナウイルス感染症の対応のため、全国の自治体および地方衛生研究所、保健所の業務が逼迫していることは報道等で承知しております。また今年も、新型鳥インフルエンザで殺処分されたニワトリの数が全国で580万羽近くにのぼり、1シーズンとして最多となっています。千葉県下でも令和2年末から多発するなど、広く感染症の問題に苦慮する年となりました。

そのような折、令和3年6月の改正食品衛生法の完全施行に向けて新制度への移行等を進めていらっしゃると思います。千葉市におかれましても、遅滞なく対応していただきますようお願いいたします。

早速ですが、令和3年度千葉市食品衛生監視指導計画(案)に対して、以下の通り意見を述べさせていただきます。

- (1) 重点課題に記されている令和3年度に新設される届出制度では、これまで営業許可の対象となっていなかった食品等事業者のほとんどが届出の対象となります。市内すべての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理に取り組んでいただくためにも、この届出制度の主旨について周知、理解を得られるよう継続した丁寧な説明をお願いします。HACCP制度とともに、届出に関する説明会や相談会、相談窓口の設置など対応を求めます。
- (2) HACCPに沿った衛生管理を円滑におこなえるよう食品等事業者への助言指導は、各事業者の状況やその事業および食品の特性等を踏まえた上で、着実に取り組むことができる実現可能な方策を示すなどの配慮が必要だと考えます。相談会や講習会、技術支援などの施策の強化をお願いします。特に小規模事業者に対しては基本的な部分から相談や助言をおこなうなど、丁寧な対応をお願いします。
- (3) 今後は食品衛生に関する項目だけでなく、HACCPに沿った衛生管理の状況や食品表示の真正性など、多岐にわたり定期的な監視指導が必要になると考えます。職員の資質向上はもちろん、食品衛生監視員や食品衛生推進員を含め、指導・支援・助言ができる人材の育成がより一層必要になると考えます。公益法人千葉市食品衛生協会などとも協力し、専門家の育成、増員を計画してください。
- (4) 重点監視項目として件数の多いカンピロバクターによる食中毒を防ぐため、継続して鶏肉を

扱う食肉事業者、飲食業者などに対し、指導監視の強化を図ることに賛同いたします。併せて、感染による広域発生や重症化する 0157、ノロウイルスについても、未然防止のための指導監視の強化をお願いします。その際には、HACCP に沿った衛生管理が食中毒の未然防止に大変有効であることを食品等事業者にも周知し、円滑に導入されるよう支援されることを求めます。

また消費者には、鶏肉などの生食または加熱不十分な状況で食するリスクについて、継続して注意喚起を図っていただくようお願いいたします。

- (5) 近年消費者が「いわゆる健康食品（無承認無許可医薬品）」やサプリメントをインターネット販売や通信販売、個人輸入などで手軽に購入し利用する状況の中で、医薬品成分を含む「いわゆる健康食品」の販売事例が多数報告されており、摂取による健康被害事例も報告されています。
- このような健康被害を未然に防止するためにも、新たに「いわゆる健康食品等の監視指導」を計画に加え、国や自治体、関係機関などと連携した調査や監視指導を実施してください。特に指定成分等含有食品については GMP（Good Manufacturing Practice・適正製造規範）の遵守の有無、表示の真正性、被害情報などへの監視をお願いします。
- (6) 食品表示法の完全施行に伴う新たな食品表示について食品等事業者へ助言指導される際には、特に小規模事業者に対する支援を重点的にお願いたします。また、アレルギー表示や栄養表示など、消費者にとって有用で重要な表示に関しては、表示の有無だけでなくその真正性が担保されているか、引き続き監視指導を進めていただきたいと思います。
- (7) 食品衛生・食の安全施策をすすめていくためには、市、食品等事業者、消費者、消費者団体などがお互いの立場からともに考えていくことが必要です。双方向のリスクコミュニケーション、意見交換の機会を増やすことを計画してください。例えばホームページを活用し、消費者が知っておくべき食の安全に関する情報（例えば、改正食品衛生法や食品表示法などの解説、食中毒事例の解説など）をわかりやすく掲載するなどの工夫が必要かと思えます。新たな課題についても速やかに消費者に情報提供いただくと、市民の安心感につながります。
- (8) 消費者教育の一環として、市民への食の安全に関する衛生知識の普及啓発の取組を進めてください。また千葉県消費生活センターに寄せられる食品関係の被害情報の共有化など、消費者や消費者行政部門との連携を一層強めていただくよう引き続き要望いたします。

また「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」の考え方は、家庭での食中毒予防にも役立つものと思えます。消費者の安全安心を図るため、また本制度を周知する意味においても、食中毒防止活動の一環として広報をお願いします。

現在ある資源を活用し、幅広い取り組みを実施していただくよう、お願いいたします。

以上